

○和光市図書館情報閲覧用端末機利用に関する要綱

制定 平成18年10月 1日

最近改正 平成26年10月31日

(趣旨)

第1条 この告示は、和光市図書館（以下「図書館」という）を利用する者がインターネットを介して提供されている情報を取得し、自らの課題解決を支援することを目的として、図書館に設置されている情報閲覧用端末機（以下「端末機」という。）を利用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用時間)

第2条 端末機の利用時間（以下「利用時間」という。）は、和光市図書館管理運営規則（平成4年教委規則第2号。以下「規則」という。）第3条に規定する図書館の利用時間とする。

2 利用時間は、1人当たり1日60分までとする。

3 1回の利用時間は、30分以内とする。ただし、端末機を利用するために待機しててる者（以下「待機者」という。）がいないときは、継続して60分まで利用することができる。

(利用手続)

第3条 端末機を利用しようとする者は、規則第9条第1項に規定する図書利用券を図書館の利用者受付に提示しなければならない。ただし、図書利用券の交付を受けていない者は、和光市図書館情報閲覧用端末機利用申請書（様式第1号。次項において「申請書」という。）を図書館の利用者受付に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、待機者と交代したことにより継続して60分まで利用することができなかった者が当該待機者の直後に利用するときは、図書館利用券の提示、は申請書の提出を省略することができる。

(遵守事項)

第4条 端末機を利用する者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項をしてはならない。

- (1) 有害なサイトその他の公序良俗に反するサイトを閲覧すること。
- (2) 電子メールの送受信、掲示板等への書込みその他閲覧以外の行為をすること。
- (3) 端末機を故意に動作不良とすること。
- (4) 他の利用者の迷惑となるような行為をすること。

(損害賠償)

第5条 利用者は、故意又は過失により端末機をき損したときは、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第6条 この告示に定めるもののほか、端末機の利用に関し必要な事項は、図書館長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成26年11月1日から施行する。